

函館市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 5 号

函館市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市老人福祉法施行細則（平成 8 年函館市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考第 1 項中「第 5 条の 4 第 6 項，第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」に改め，同表備考第 2 項中「，第 6 項」および「，第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項，第 2 項，第 5 項および第 6 項」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。